

(参考)

1. 食品安全基本法（抄）
2. 食品衛生法（抄）
3. 現行の器具・容器包装の規格・基準

1. 食品安全基本法（平成十五年五月二十三日法律第四十八号）（抄）

最終改正：平成一五年六月一日法律第七四号

（委員会の意見の聴取）

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一 食品衛生法第四条第二号 ただし書（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を害う虞がない場合を定めようとするとき、同法第四条の二第一項 から第三項 までの規定による販売の禁止をしようとき、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第五条第一項 の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第六条 に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項 （同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十条第一項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第十九条の十八第一項 の規定により基準を定めようとするとき。

3 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聞くことができる。

2. 食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）（抄）

最終改正：平成一五年五月三〇日法律第五五号

第二条

④ この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接觸する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

⑤ この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまで引き渡すものをいう。

第八条 営業上使用する器具及び容器包装は、清潔で衛生的でなければならぬ。

第九条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着して人の健康を害う虞がある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接觸してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を害う虞がある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

第十条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

② 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

第二十九条

③ 第八条から第十条まで、第十四条第一項、第十七条から第十九条まで、第二十条及び第二十二条から第二十四条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

3. 現行の器具・容器包装の規格・基準

[出 典：(社)日本食品衛生学会編、食品・食品添加物等規格基準(抄)
p.123-127 (2003)]

IV. 器具・容器包装

1. 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格

原 材 料	種 類	規 格
金属	器具	銅、鉛又はこれらの合金が削り取られるおそれのある構造でないこと
	メッキ用スズ	鉛: 5% 未満
	器具・容器包装の製造又は修理に用いる金属	鉛: 10% 未満 アンチモン: 5% 未満
	器具・容器包装の製造又は修理に用いるハンド	鉛: 20% 未満。ただし、缶詰用の缶外部に用いる場合、サニタリー缶では 98% 以下、その他は 60% 以下
	電流を直接食品に通ずる装置を有する器具の電極	鉄、アルミニウム、白金、チタンに限る（ただし、食品を流れる電流が微量である場合はステンレスも使用できる）
一般	器具・容器包装	着色料：化学的合成品にあっては、食品衛生法施行規則別表第2掲載品目（ただし、着色料が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのない場合を除く）
ポリ塩化ビニル	油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触する器具・容器包装	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)を用いてはならない（ただし、溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合を除く）

2. 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

原材料	種 類	材 質 試 験	溶 出 試 験			
			試 験 項 目	浸 出 条 件	浸 出 用 液	規 格
ガラス、陶磁器、ホウロウ引き	容量1.1L未満 深さ2.5cm以上		カドミウム	常温(暗所), 24時間	4% 醋酸	0.5 ppm 以下
			鉛			5 ppm 以下
			カドミウム			0.25 ppm 以下
			鉛			2.5 ppm 以下
		液体を満たせないもの又は深さ2.5cm未満	カドミウム			1.7 µg/cm ² 以下
			鉛			17 µg/cm ² 以下
	合成樹脂一般 (一般規格) ホルムアルデヒドを製造原料とするもの (個別規格)	・カドミウム: 100 ppm 以下 ・鉛: 100 ppm 以下	重金属	60°C, 30 分間 ^{*1}	4% 醋酸	1 ppm 以下 (Pbとして)
			KMnO ₄ 消費量 ^{*2}		水	10 ppm 以下
			フェノール	60°C, 30 分間 ^{*1}	水	陰性
			ホルムアルデヒド		水	陰性
			蒸発残留物		4% 醋酸	30 ppm 以下
ポリ塩化ビニル(PVC) (同上)	・ジブチルスズ化合物: 50 ppm 以下 (二塩化ジブチルスズとして) ^{*3} ・クレゾールリン酸エステル: 1,000 ppm 以下 ^{*4} ・塩化ビニル: 1 ppm 以下 ^{*5}	蒸発残留物	25°C, 1 時間	n-ヘプタン ^{*3}	150 ppm 以下	30 ppm 以下
			60°C, 30 分間	20% エタノール ^{*4}		
				水 ^{*5}		
			60°C, 30 分間 ^{*1}	4% 醋酸 ^{*6,*7}		
	ポリエチレン(PE)及びポリプロピレン(PP) (同上)	蒸発残留物	25°C, 1 時間	n-ヘプタン ^{*3}	30 ppm 以下 (ただし、使用温度が100°C以下の試料にあっては 150 ppm 以下)	30 ppm 以下
			60°C, 30 分間	20% エタノール ^{*4}		
			60°C, 30 分間 ^{*1}	水 ^{*5}		
				4% 醋酸 ^{*6,*7}		

原材料	種類	材質試験	溶出試験			
			試験項目	浸出条件	浸出用液	規格
ポリスチレン (PS) (同上)		揮発性物質(ステレン、トルエン、エチルベンゼン、イソブロピルベンゼン及びn-ブロピルベンゼンの合計): 5,000 ppm以下、ただし、発泡ポリスチレン(熱湯を用いるものに限る)では2,000 ppm以下でスチレン及びエチルベンゼンがそれぞれ1,000 ppm以下	蒸発残留物	25°C, 1時間	n-ヘプタン ^{*3}	240 ppm以下
				60°C, 30分間	20% エタノール ^{*4}	30 ppm以下
					水 ^{*5}	
				60°C, 30分間 ^{*1}	4% 酢酸 ^{*6,*7}	
ポリ塩化ビニリデン(PVDC) (同上)		・バリウム: 100 ppm以下 ・塩化ビニリデン: 6 ppm以下	蒸発残留物	25°C, 1時間	n-ヘプタン ^{*3}	30 ppm以下
				60°C, 30分間	20% エタノール ^{*4}	
					水 ^{*5}	
				60°C, 30分間 ^{*1}	4% 酢酸 ^{*6,*7}	
ポリエチレンテレフタレート(PET) (同上)		アンチモン ゲルマニウム	蒸発残留物	60°C, 30分間 ^{*1}	4% 酢酸	0.05 ppm以下
						0.1 ppm以下
			蒸発残留物	25°C, 1時間	n-ヘプタン ^{*3}	30 ppm以下
				60°C, 30分間	20% エタノール ^{*4}	
					水 ^{*5}	
				60°C, 30分間 ^{*1}	4% 酢酸 ^{*6,*7}	
			蒸発残留物	60°C, 30分間	20% エタノール	15 ppm以下
					n-ヘプタン ^{*3}	30 ppm以下
ナイロン(PA) (同上)		カブロラクタム	蒸発残留物	60°C, 30分間	20% エタノール	15 ppm以下
				25°C, 1時間	n-ヘプタン ^{*3}	
				60°C, 30分間	20% エタノール ^{*4}	
					水 ^{*5}	
				60°C, 30分間 ^{*1}	4% 酢酸 ^{*6,*7}	
ポリメチルベンテン(PMP) (同上)		蒸発残留物	25°C, 1時間	n-ヘプタン ^{*3}	120 ppm以下	30 ppm以下
			60°C, 30分間	20% エタノール ^{*4}		
				水 ^{*5}		
			60°C, 30分間 ^{*1}	4% 酢酸 ^{*6,*7}		
ポリカーボネート(PC) (同上)		・ビスフェノールA(フェノール及びカルボチルフェノールを含む)500 ppm以下 ・ジフェニルカーボネート500 ppm以下 ・アミン類(トリエチルアミン及びトリブチルアミン)1 ppm以下	蒸発残留物	25°C, 1時間	n-ヘプタン ^{*3}	2.5 ppm以下
				60°C, 30分間	20% エタノール ^{*4}	
					水 ^{*5}	
				60°C, 30分間 ^{*1}	4% 酢酸 ^{*6,*7}	
			蒸発残留物	25°C, 1時間	n-ヘプタン ^{*3}	30 ppm以下
				60°C, 30分間	20% エタノール ^{*4}	
					水 ^{*5}	
				60°C, 30分間 ^{*1}	4% 酢酸 ^{*6,*7}	

原材料	種類	材質試験	溶出試験			
			試験項目	浸出条件	浸出用液	規格
ポリビニルアルコール(PVA) (同上)		蒸発残留物	25°C, 1時間	n-ヘプタン ^{*3}		30 ppm以下
			60°C, 30分間	20% エタノール ^{*4}		
			60°C, 30分間 ^{*1}	水 ^{*5}		
			60°C, 30分間 ^{*1}	4% 酢酸 ^{*6,*7}		
ゴム ほ乳器具を除く	<ul style="list-style-type: none"> カドミウム: 100 ppm以下 鉛: 100 ppm以下 2-メルカブトイミダゾリン(塩素を含むものに限る): 隆性 	重金属	フェノール	60°C, 30分間 ^{*1}	水	5 ppm以下
			ホルムアルデヒド			陰性
			亜鉛			15 ppm以下
			重金属			1 ppm以下 (Pbとして)
		蒸発残留物	水 ^{*5,*7}	4% 酢酸 ^{*6}		60 ppm以下
			4% 酢酸 ^{*6}			
			60°C, 30分間		20% エタノール ^{*4,*8}	
		ほ乳器具	フェノール	40°C, 24時間	水	5 ppm以下
			ホルムアルデヒド			陰性
			亜鉛			1 ppm以下
			重金属			1 ppm以下 (Pbとして)
			蒸発残留物		水	40 ppm以下
金属缶[乾燥した食品(油脂及び脂肪性食品を除く)を内容物とするものを除く]		ヒ素	60°C, 30分間 ^{*1}	水 ^{*5}		0.2 ppm以下 (As ₂ O ₃ として)
			60°C, 30分間	0.5% クエン酸溶液 ^{*6}		
		カドミウム	60°C, 30分間 ^{*1}	水 ^{*5}		0.1 ppm以下
			60°C, 30分間	0.5% クエン酸溶液 ^{*6}		
		鉛	60°C, 30分間 ^{*1}	水 ^{*5}		0.4 ppm以下
			60°C, 30分間	0.5% クエン酸溶液 ^{*6}		
		フェノール ^{*9}	60°C, 30分間 ^{*1}	水		5 ppm以下
						陰性
		蒸発残留物 ^{*9}	25°C, 1時間	n-ヘプタン ^{*3,*10}		30 ppm以下
			60°C, 30分間	20% エタノール ^{*4}		
			60°C, 30分間 ^{*1}	水 ^{*5,*11}		
			60°C, 30分間	4% 酢酸 ^{*6}		
		エピクロルヒドリン ^{*9}	25°C, 2時間	n-ペンタン		0.5 ppm以下 ^{*12}
		塩化ビニル ^{*9}	5°C以下, 24時間	エタノール		0.05 ppm以下

*1 ただし、使用温度が100°Cを超える場合は、95°C, 30分間

*2 ホルムアルデヒドを製造原料とするものを除く

*3 油脂及び脂肪性食品

*4 酒類

*5 pH 5を超える食品

*6 pH 5以下の食品

*7 器具

*8 飲食器又は割ばう具以外の器具は除く

*9 合成樹脂で塗装されたものに限る

*10 天然の油脂を主原料とする塗料であって、塗膜中の酸化亜鉛の含量が3%を超えるものにより、缶の内面を塗装した缶を試料とする場合は90 ppm以下

*11 *10と同様な缶を試料とし、その量が30 ppmを超える場合は、クロロホルム可溶物量が30 ppm以下

*12 溶出液中の濃度としては2.5 ppmとなるが、溶出液は5倍に濃縮されているとみなす

3. 器具又は容器包装の用途別規格

食品の種類	器具・容器包装の種類	規 格
容器包装詰加圧 加熱殺菌食品 (缶詰食品、瓶詰 食品を除く)	容器包装	<ul style="list-style-type: none"> 遮光性を有し、気体透過性のないもの（ただし、内容物が油脂の変敗による品質の低下のおそれのない場合を除く） 水を満たし密封し、製造時の加圧加熱と同一の加圧加熱を行ったとき、破損、変形、着色、変色などを生じないもの 耐圧縮試験：内容物又は水の漏れがないこと 熱封かん強度試験：23 N 以上 落下試験：内容物又は水の漏れがないこと
清涼飲料水 (原料用果汁を 除く)	ガラス製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> 透明なもの（ただし、回収して繰り返し使用する場合に限る） 持続耐圧試験：ガス漏れがないこと（ただし、炭酸を含有する清涼飲料水を充てんするものに限り、紙のふたにより打栓するものを除く） 耐減圧試験：空気漏れがないこと（ただし、清涼飲料水を熱充てんするものに限り、紙のふたにより打栓するものを除く） 漏水試験：内容物の漏れがないこと（ただし、炭酸を含有しない清涼飲料水で、かつ熱充てん以外の方法で充てんするものに限り、紙のふたにより打栓するものを除く）
	金属製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> 耐圧試験：空気漏れがないこと（ただし、容器包装内の圧力が常温で大気圧を超えるもの） 耐減圧試験：空気漏れがないこと（ただし、容器包装内の圧力が常温で大気圧と同等又はそれ以下のもの） ピンホール試験：ピンホールを認めないこと（ただし、容器包装の開口部分に、密封のために金属以外の材質を用いたもの） 破裂強度試験：490 kPa 以上（同上） 突き刺し強度試験：15 N 以上（同上）
合成樹脂製、合成樹脂 加工紙製及び合成樹脂 加工アルミニウム箔製 容器包装		<ul style="list-style-type: none"> 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、2. 原材料の材質別の合成樹脂において個別規格の定められたものに限る（ただし、合成樹脂加工アルミニウム箔で、密封の用に供されるものを除く） 落下試験：内容物又は水の漏れがないこと ピンホール試験：ピンホールを認めないこと 封かん試験：空気漏れがないこと（ただし、熱封かんにより密封する合成樹脂加工紙製容器包装） 耐圧縮試験：内容物又は水の漏れがないこと（ただし、熱封かんにより密封する合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装） 持続耐圧試験：ガス漏れがないこと（ただし、王冠等により密栓するものであって炭酸を含有する清涼飲料水を充てんするもの） 持続耐減圧試験：メチレンブルーの着色を認めないこと（ただし、王冠等により密栓するものであって清涼飲料水を熱充てんするもの） 漏水試験：内容物の漏れがないこと（ただし、王冠等により密栓するものであって炭酸を含有しない清涼飲料水を熱充てん以外の方法で充てんするもの）
組合せ容器包装（金 属、合成樹脂、合成樹 脂加工紙又は合成樹脂 加工アルミニウム箔の うち2つ以上を用いる 容器包装）		<ul style="list-style-type: none"> 金属は、2. 原材料の材質別の金属缶に定める規格に、また、合成樹脂、合成樹脂加工紙及び合成樹脂加工アルミニウム箔にあって内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、2. 原材料の材質別の合成樹脂において個別規格の定められたものに限る（ただし、合成樹脂加工アルミニウム箔であって密封の用に供されるものを除く） 落下試験：内容物又は水の漏れがないこと ピンホール試験：ピンホールを認めないこと 封かん試験：空気漏れがないこと（ただし、熱封かんにより密封するものに限る） 耐減圧試験：空気漏れがないこと（ただし、清涼飲料水を熱充てんするものに限る） 漏水試験：内容物の漏れがないこと（ただし、清涼飲料水を熱充てん以外の方法により充てんするものであって熱封かん以外の方法により密封するものに限る）
氷菓	製造等に使用する器具	<ul style="list-style-type: none"> 洗净に容易な構造を有し、内面及び接触面は平滑で、さびを生じない原材料を使用するか、又はさびを生じないように加工されたものに限る 洗净及び殺菌が容易で、汚染を防止できるものに限る（分注機械・打栓機械） 防塵及び防虫の装置を有し、その融解水が氷菓に直接接触しないような構造に限る（保存・運搬用容器）
食品一般	自動販売機（食品が部 品に直接接觸する構造 を有するものに限る） 本体	食品に直接接觸する部品の材質は、ステンレス製等の有毒又は有害な物質が溶出するおそれのないもので、耐酸性、耐熱性、耐水性及び不浸透性のものに限る（ただし、食品をろ過するものにあっては、不浸透性の材質であることを要しない）
	自動販売機（同上）の カートリッジ式給水タ ンク	同上、ただし、耐熱性及び（ ）内は除く

食品の種類	器具・容器包装の種類	規 格
	自動販売機（同上）によって食品を販売するために用いる容器	<ul style="list-style-type: none"> 清涼飲料水を除く食品を販売するために用いる容器は、洗浄され、殺菌されたものに限る（ただし、未使用的紙製、合成樹脂製、合成樹脂加工紙製若しくはアルミニウム箔製容器又は組合せ容器であって、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものを除く） 清涼飲料水を販売する際に用いる容器は、未使用的紙製、合成樹脂製、合成樹脂加工紙製若しくはアルミニウム箔製容器又は組合せ容器であって、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものに限る
清涼飲料水	コップ販売式自動販売機又は清涼飲料水全自動調理機に収められる清涼飲料水の原液の運搬器具又は容器包装	<ul style="list-style-type: none"> 金属製：ねじ込み式等の栓又はふたを有し、洗浄に容易な構造であり、内面が平滑で、さびを生じない原材料を使用するか、又はさびを生じないように加工されたものに限る 合成樹脂製：3.用途別、清涼飲料水（原料用果汁を除く）の合成樹脂製、合成樹脂加工紙製及び合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装の規定を準用

4. 器具及び容器包装の製造基準

器具・容器包装の種類	規 格
銅製又は銅合金製の器具及び容器包装	食品に接触する部分を全面スズメッキ又は銀メッキその他衛生上危害を生ずるおそれのない処置を施されたものに限る（ただし、固有の光沢を有し、さびを有しないものを除く）
器具・容器包装一般	着色料：化学的合成品を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第2掲載品目（ただし、うわぐすり、ガラス又はホウロウへ融和させる方法その他食品に混和するおそれのない方法による場合を除く）
水菓の紙製、絆木製又は金属箔製の容器包装	製造後、殺菌したものに限る